

## 町長メッセージ

新型コロナウイルスの感染が急拡大している首都圏の1都3県に対し、国は1月7日に緊急事態宣言を発出しました。

これを受け、同日、神奈川県知事から県民等に対し、外出自粛等が要請されたことを踏まえ、本町としても町民や事業者の皆さんに2月7日までの間、次の事項をお願いするとともに、町立施設においては一部利用時間等の制限を行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

### 【町民・事業者の皆さまへ】

- ・徹底した外出自粛

生活に必要な場合を除いて、外出を控えてください。特に、20時以降の不要不急の外出の自粛

- ・飲食店等の営業時間短縮

営業時間：20時まで（酒類提供は19時まで）

期間及び要請対象：

1月12日(火)～2月7日(日)まで 飲食店全般、カラオケ店

- ・20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯
- ・テレワークやローテーション勤務
- ・時差出勤・昼食時間の分散化
- ・職場・寮における感染防止策の徹底
- ・従業員への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛の呼びかけを行うようお願いします。

県西地域においても年末年始にかけて感染者が確認されていますが、本町においては、12月23日以降感染者は確認されておりません。これはひと

えに町民一人ひとりが感染防止に取り組まれている努力の結果であると思  
っており、感謝申し上げます。

引き続き、町民の皆さん一人ひとりが強い危機意識を持ち、新型コロナ  
ウイルスに打ち勝つため、町民一丸となって、感染防止対策を徹底してく  
ださるようご理解とご協力をお願いします。

令和3年1月8日

箱根町長 勝俣浩行